

香川労働局発表
令和元年10月17日

担 当	香川労働局労働基準部 健康安全課長 中山 智 安全専門官 小山 正博 電話(087)811-8920(直通) 夜間(087)811-8926(呼出) https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/

登録教習機関に係る業務停止処分について

令和元年10月17日、香川労働局（局長 ほんま ゆきてる 本間 之輝）は、香川労働局長の登録を受けた教習機関が行うボイラー取扱技能講習において、労働安全衛生法違反の事実があったため、下記のとおり業務を2月間停止する処分を行った。

記

- 登録教習機関の名称 一般社団法人日本ボイラ協会
- 登録教習機関の住所 東京都港区新橋5丁目3番1号
- 登録教習機関の代表者の名称 会長 刑部 真弘
- 業務の停止を命じた事務所の名称 一般社団法人日本ボイラ協会 香川支部
- 業務の停止を命じた事務所の住所 香川県高松市番町3丁目3番17号 第一讚機ビル4階
- 業務の停止を命じた年月日 令和元年10月17日
- 業務の停止となる技能講習の範囲 ボイラー取扱技能講習
- 業務の停止の期間 令和元年10月17日から2月間
- 処分の原因となる事実
一般社団法人日本ボイラ協会香川支部が平成31年2月20日から平成31年2月21日に実施したボイラー取扱技能講習において、ボイラー取扱技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程第2条第1項で定める所定の講習時間に満たない講習を実施して修了証を交付したこと。
- 処分の根拠となる法令の条項
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第7項、同法第76条第3項〔ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第124条、ボイラー取扱技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第117号）第2条第1項〕、同法第77条第3項において準用する同法第53条第1項第2号

(参考)

技能講習制度についての労働安全衛生法関係条文（抄）

労働安全衛生法

(登録の取消し等)

第五十三条 厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関(外国登録製造時等検査機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項又は第百三条第二項の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第五十条第二項各号又は第三項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第五十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第五十二条及び第五十二条の二の規定による命令に違反したとき。
- 六 不正の手段により登録を受けたとき。

(就業制限)

第六十一条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

(技能講習)

第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、別表第十八に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

- 2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。
- 3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

別表第十八(第七十六条関係)

- 一 木材加工用機械作業主任者技能講習
- 二 プレス機械作業主任者技能講習
- 三 乾燥設備作業主任者技能講習
- 四 コンクリート破砕器作業主任者技能講習
- 五 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- 六 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
- 七 ずい道等の覆工作業主任者技能講習

- 八 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- 九 足場の組立て等作業主任者技能講習
- 十 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- 十一 鋼橋架設等作業主任者技能講習
- 十二 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- 十三 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- 十四 採石のための掘削作業主任者技能講習
- 十五 はい作業主任者技能講習
- 十六 船内荷役作業主任者技能講習
- 十七 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- 十八 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 十九 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 二十 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 二十一 鉛作業主任者技能講習
- 二十二 有機溶剤作業主任者技能講習
- 二十三 石綿作業主任者技能講習
- 二十四 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- 二十五 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 二十六 床上操作式クレーン運転技能講習
- 二十七 小型移動式クレーン運転技能講習
- 二十八 ガス溶接技能講習
- 二十九 フォークリフト運転技能講習
- 三十 ショベルローダー等運転技能講習
- 三十一 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
- 三十二 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
- 三十三 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
- 三十四 不整地運搬車運転技能講習
- 三十五 高所作業車運転技能講習
- 三十六 玉掛け技能講習
- 三十七 ボイラー取扱技能講習**

(登録教習機関)

第七十七条 第十四条、第六十一条第一項又は第七十五条第三項の規定による登録(以下この条において「登録」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。

2 都道府県労働局長は、前項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 別表第十九の上欄に掲げる技能講習又は教習については、それぞれ同表の下欄に掲げる機

械器具その他の設備及び施設を用いて行うものであること。

二 技能講習にあつては別表第二十各号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技能講習を実施し、その人数が事業所ごとに一名以上であり、教習にあつては別表第二十一の上欄に掲げる教習に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が教習を実施し、その人数が事業所ごとに二名以上であること。

三 技能講習又は教習の業務を管理する者(教習にあつては、別表第二十二の上欄に掲げる教習に応じ、同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。)が置かれていること。

四 教習にあつては、前項の申請の日前六月の間に登録申請者が行つた教習に相当するものを修了し、かつ、当該教習に係る免許試験の学科試験又は実技試験を受けた者のうちに当該学科試験又は実技試験に合格した者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

3 第四十六条第二項及び第四項の規定は第一項の登録について、第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項(第四号を除く。以下この項において同じ。)並びに第五十三条の二の規定は第一項の登録を受けて技能講習又は教習を行う者(以下「登録教習機関」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(抜粋)

<u>第五十三条第一項</u>	<u>厚生労働大臣</u>	<u>都道府県労働局長</u>
	製造時等検査	第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習
<u>第五十三条第一項第二号</u>	第四十七条から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項	第四十七条の二から第四十九条まで、第五十条第一項若しくは第四項、 <u>第七十七条第六項若しくは第七項</u>

4 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5 第二項並びに第四十六条第二項及び第四項の規定は、前項の更新について準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「登録」とあるのは「第七十七条第一項の登録(以下この条において同じ。)」と、同条第四項中「登録製造時等検査機関登録簿」とあるのは「登録教習機関登録簿」と読み替えるものとする。

6 登録教習機関は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習又は教習の実施に関する計画を作成し、これに基づいて技能講習又は教習を実施しなければならない。

7 登録教習機関は、公正に、かつ、第七十五条第五項又は前条第三項の規定に従つて技能講習又は教習を行わなければならない。

(技能講習)

第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、別表第十八に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

- 2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。
- 3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

ボイラー及び圧力容器安全規則

(技能講習の細目)

第二百二十四条 安衛則第八十条から第八十二条の二まで及びこの章に定めるもののほか、ボイラー取扱技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

ボイラー取扱技能講習、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程 (厚生労働大臣が定める告示)

(講習科目の範囲及び時間)

第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目	範囲	講習時間
ボイラーの構造に関する知識	種類 構造 附属装置及び附属品 自動制御装置	二時間
ボイラーの取扱いに関する知識	使用中の留意事項 附属装置及び附属品の取扱い ボイラー用水及びその処理 吹出し	四時間
点火及び燃焼に関する知識	燃料 燃焼装置 点火及び燃焼方法	三時間
点検及び異常時の処置に関する知識	点検箇所及び点検要領 使用中における異常状態及びこれに対する処置の方法 使用後の処置 清浄作業	四時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)、ボイラー及び圧力容器安全規則(以下「ボイラー則」という。)及びボイラー構造規格(平成十五年厚生労働省告示第九十七号)中の関係条項	一時間